



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

公正な経済社会の実現と新たな競争政策上の課題への対応 ～独占禁止法施行70周年を迎えて～



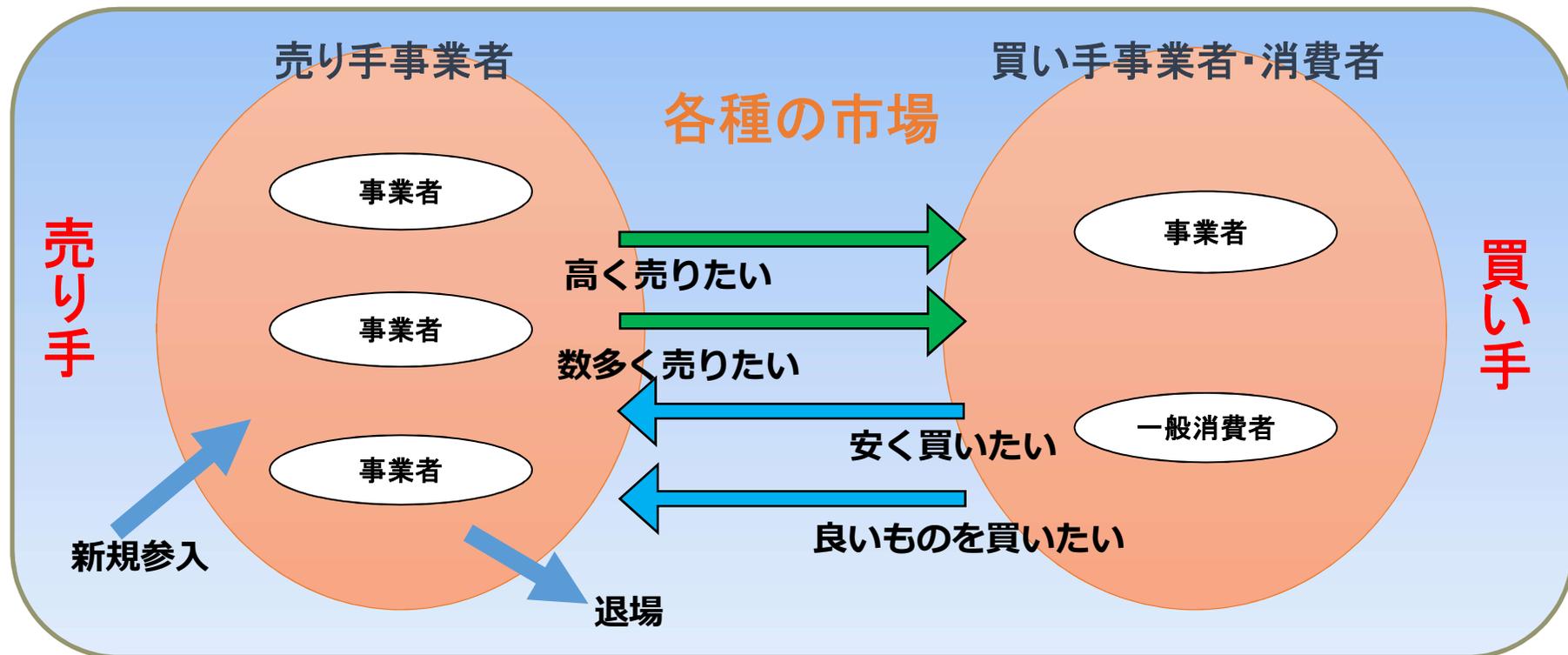
- 市場における競争と公正取引委員会
- 公正取引委員会の取組
 - 経済取引の基本ルール～独占禁止法～
 - M & A～企業結合規制～
 - 公正な下請取引の実現に向けて～下請法～
 - 消費税の適正転嫁への取組～消費税転嫁対策特別措置法～
 - 競争の活発化に向けた環境整備
～調査報告, ガイドライン, コンプライアンス支援, 国際協力～
 - 広告の不当表示への対応～景品表示法～
- 独占禁止法施行70周年～新たな競争政策上の課題～



市場における競争と公正取引委員会

自由経済社会—市場経済

市場・・・売り手と買い手が取引をする場



市場における競争がもたらすメリット②



消費者のメリット

- 安くて良い商品の購入
- サービスの充実
- 選択肢の多様化

企業のメリット

- 企業の成長, 事業の活性化
- 技術革新
- 市場規模の拡大

社会全体のメリット

- 雇用の増加
- 新規産業の創出
- 日本経済の活性化・発展



市場経済社会における「**市場の番人**」
⇒公正で自由な競争の確保



市場や経済の動きを常に
監視し、競争環境を確保

独占禁止法の目的を達成することを
任務とする**合議制**の行政機関

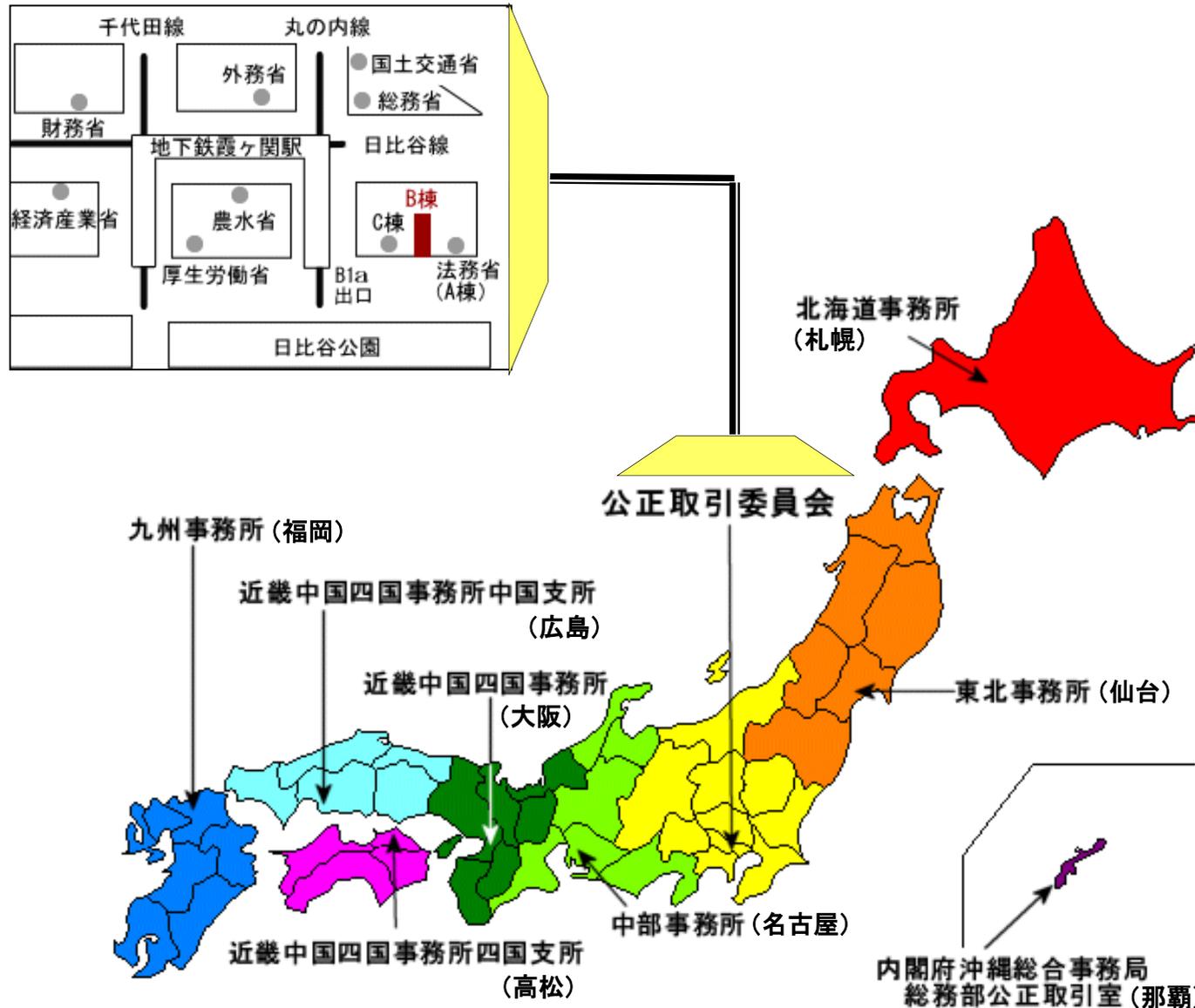
内閣府の外局

内閣総理大臣の所轄に属するが
**委員長及び委員は独立してその
職権を行う**

地方事務所等の所在地



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission





公正取引委員会の取組

経済取引の基本ルール～独占禁止法～

独占禁止法とは～

公正で自由な競争が確保されるために
事業者が守るべき基本ルール＝「**経済憲法**」

独占禁止法第1条

この法律は、…公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

独占禁止法とは？②



事業者による4類型の行為を禁止

不当な取引制限
カルテル・談合など

私的独占
支配型・排除型

不公正な取引方法
再販売価格の拘束・
優越的地位の濫用など

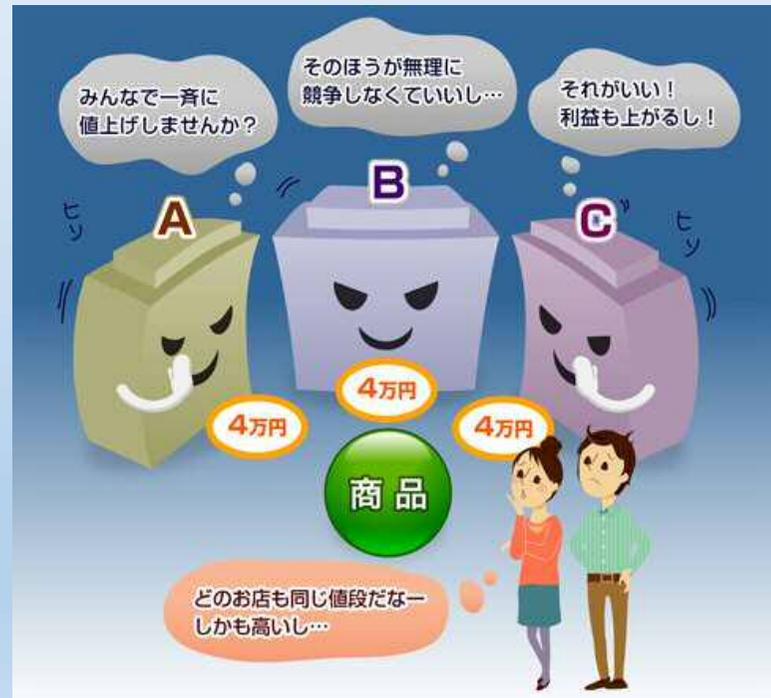
**競争制限的な
企業結合**
合併・株式取得など

補完法

下請法・消費税転嫁対策特別措置法

カルテル

価格や供給量等を事業者間で共通の意思を形成し，競争を回避する行為



不当な取引制限

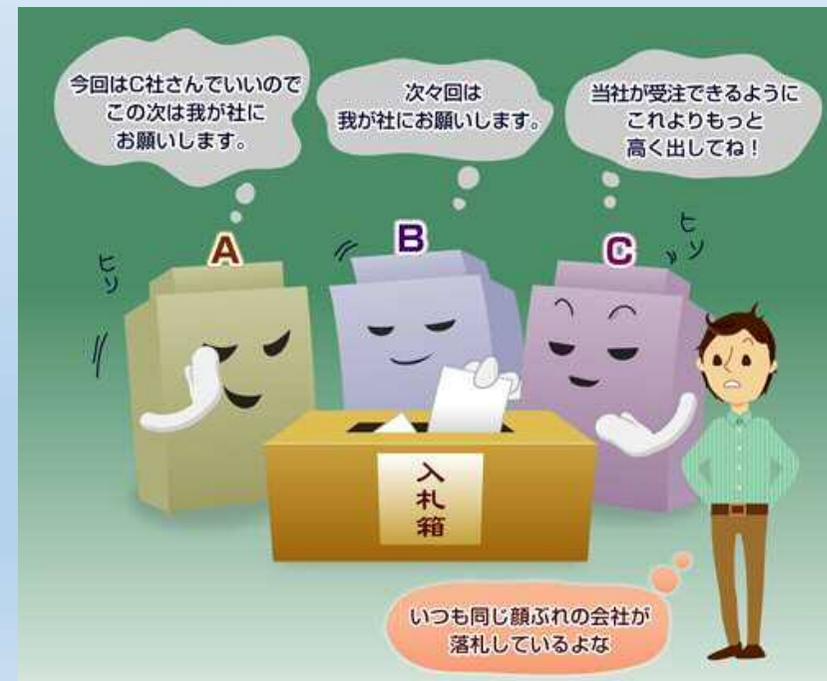
私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

入札談合

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際，入札に参加する事業者たちが事前に相談して，受注事業者や受注金額などを決める行為



不当な取引制限の事例①



旅行業者によるカルテル



不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

不当な取引制限の事例②



電気設備工事の入札参加業者による入札談合



不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

私的独占とは？



私的独占(独占禁止法第2条第5項)

有力な企業が、取引先への圧力などにより、ライバル企業を市場から追い出したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為



- 不当な取引制限
- 私的独占
- 不公正な取引方法
- 競争制限的な企業結合

私的独占の事例



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

大手パソコン部品メーカーによる私的独占



不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

私的独占・不当な取引制限の禁止に違反すると……①

⇒ 排除措置命令・課徴金納付命令

○ 課徴金の算定率

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限 ※1, 2	10% (中小企業4%)	3% (中小企業1.2%)	2% (中小企業1%)
支配型私的独占 ※1	10%	3%	2%
排除型私的独占 ※1	6%	2%	1%

※1 違反行為を繰り返した事業者に対する課徴金は5割増

※2 違反行為において主導的役割を果たした事業者に対する課徴金は5割増

(※1と※2の両方に当てはまる場合は10割増)

不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

私的独占・不当な取引制限の禁止に違反すると……②

とりわけカルテル・談合の取締りは、我が国の大きな課題。

「競争なくして成長なし！」

----しかし、当事者はカルテル・談合していることを隠そうとするので、
発見・解明が困難……



平成18年1月施行の改正法で**課徴金減免制度**を導入。平成22年1月施行の改正法で一層拡充。

立入検査前

- 1番目の申請者 ⇒ 課徴金を**免除**
- 2番目の申請者 ⇒ 課徴金を**50%減額**
- 3～5番目の申請者 ⇒ 課徴金を**30%減額**

立入検査後

- 5番目までの申請者 ⇒ 課徴金を**30%減額**

減免事業者数は、
合計5社まで。

同一企業グループ内の複数の
企業による共同申請も可能。

威力を発揮----平成28年度の課徴金減免申請件数:124件。導入時以来の累計:1,062件。

不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

私的独占・不当な取引制限の禁止に 違反すると……③

私的独占・不当な取引制限は，犯罪である。

5年以下の懲役・500万円以下の罰金

法人等に対する両罰規定：5億円以下の罰金

公正取引委員会は，悪質かつ重大な事件については「犯則調査権限」を用いた調査を実施

⇒ 検事総長に告発。

不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

入札談合は、しばしば「**官製談合**」

→ **入札談合等関与行為防止法**（平成15年施行）

- 公正取引委員会が、入札談合事件の調査で発注機関職員の関与行為を見つけたときは、各省大臣・地方公共団体等の長に、改善措置を要求。
- 各省大臣・地方公共団体等の長は、調査結果や改善措置を公表し、公正取引委員会に通知。
- 公正取引委員会は、その調査結果・改善措置に対して意見を述べることができる。

- その後の改正で、発注機関職員による入札等の妨害の刑事罰も創設（平成19年施行）

不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

不公正な取引方法とは？①



例えば次のような行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもの。

● 共同の取引拒絶

正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。

● 差別対価

不当に、地域または相手方により差別的な対価で取引すること。

● 不当廉売

正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

● 再販売価格の拘束

正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。

再販売価格の拘束の事例



不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

不公正な取引方法とは？②



例えば次のような行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもの。

●優越的地位の濫用

取引上の地位が優越していることを利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。

●抱き合わせ販売

相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。

●排他条件付取引

不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

●拘束条件付取引

販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。

優越的地位の濫用の事例



不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

不公正な取引方法の事例①



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

アイスクリーム製造販売業者による再販売価格の拘束



不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

不公正な取引方法の事例②

大手家電販売業者による優越的地位の濫用



不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

事業者が不公正な取引方法を用いると、

公正取引委員会が**排除措置命令**。(独占禁止法第20条)

ただし、刑事罰はなし。

平成22年1月施行の改正法により、

一部は**課徴金納付命令**の対象。(独占禁止法第20条の2～6)

- 不当廉売, 差別対価, 共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束
(同一の違反行為を10年以内に繰り返した場合)
- 優越的地位の濫用

○ 課徴金の算定率

	製造業等	小売業	卸売業
不当廉売・差別対価等 (10年以内に同一類型の行為繰り返しの場合)	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

不公正な取引方法の禁止規定に違反する行為の

被害者は、**差止請求**をすることができる。(独占禁止法第24条)

不当な取引制限

私的独占

不公正な取引方法

競争制限的な
企業結合

被害者は民法に基づいて、損害賠償請求をなし得る。

その場合は、加害者の「**故意又は過失**」と
それによって「損害が生じたこと」を、
被害者が主張・立証しなければならない。

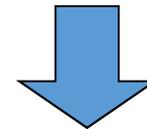
故意又は過失

損害の発生

私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法等の
違反行為につき、排除措置命令・課徴金納付命
令の法的措置が確定している場合は、
違反企業は「**故意又は過失**」がなかったことを理
由として損害賠償責任を免れることができない。(
独占禁止法第25条, 第26条)

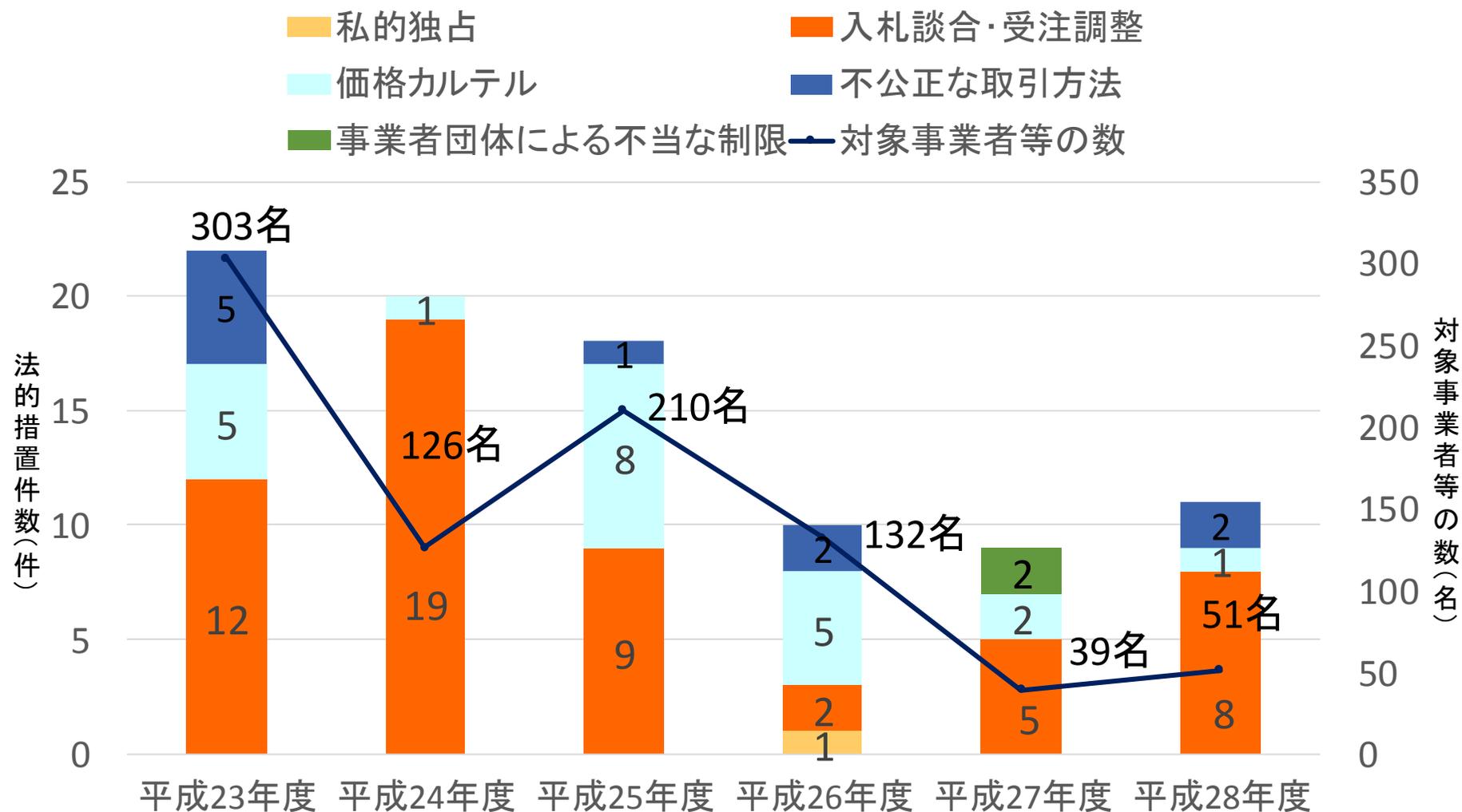
~~故意又は過失~~

損害の発生



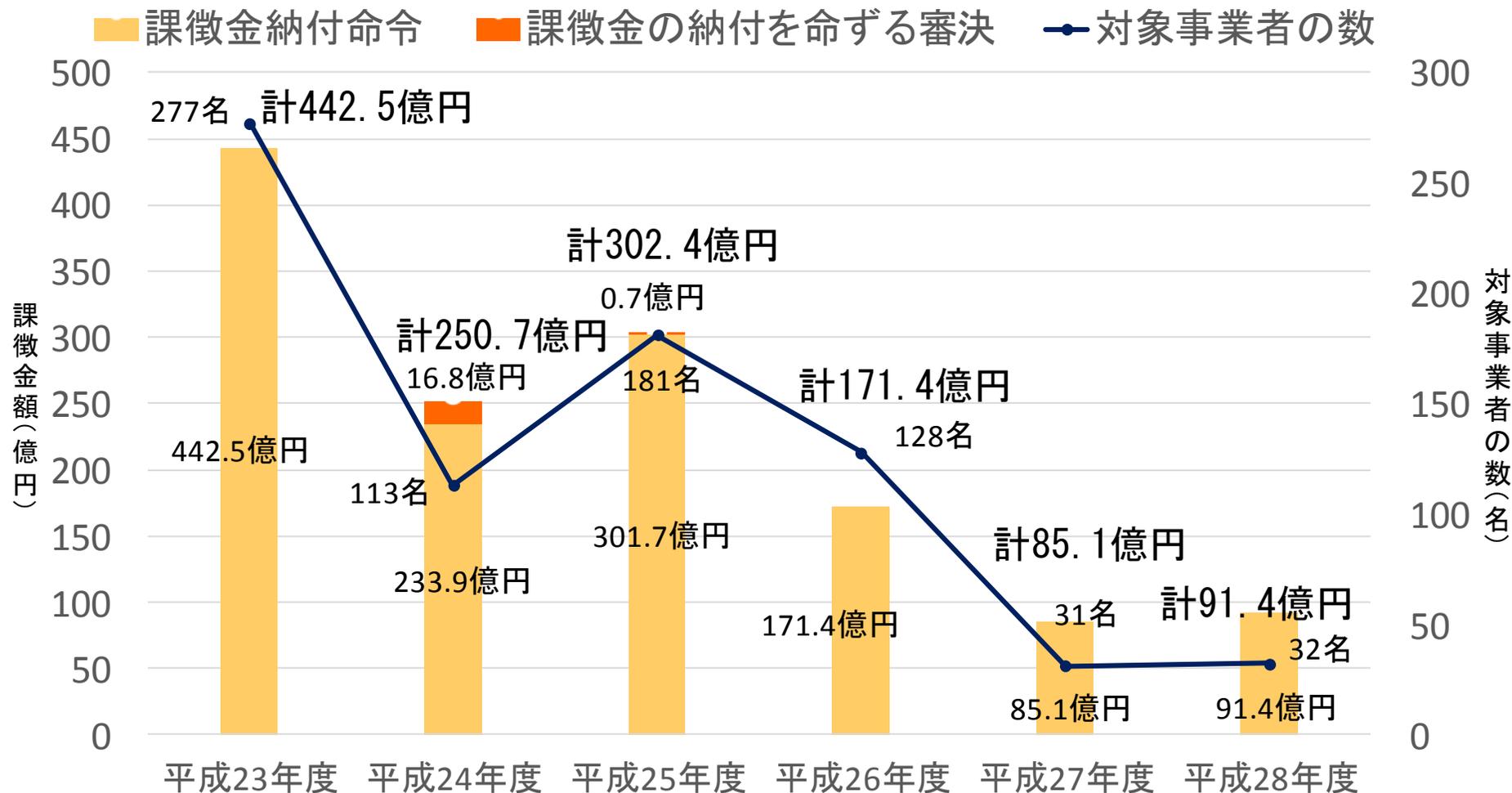
無過失損害賠償責任

最近の独占禁止法違反事件の処理状況



平成28年度は、延べ51事業者等に対し、11件の法的措置を採った。

課徴金額等の推移



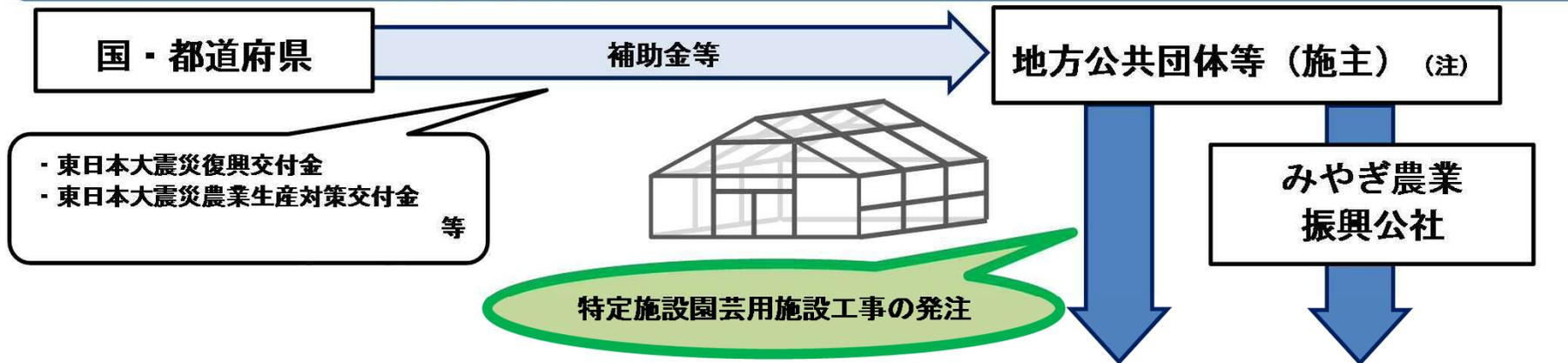
平成28年度は延べ32名の事業者に対して総額91億4301万円の課徴金納付命令。
 ※対象事業者の数及び課徴金額については、独占禁止法第63条第1項及び第2項(課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整)に基づく決定後の数字を記載。

平成28年度の排除措置命令の事例

違反行為	事例
入札談合 受注調整	東日本高速道路株式会社東北支社及び関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件（平成28年9月排除措置命令）（課徴金総額：12億3585万円）
	消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する件（平成29年2月排除措置命令）（課徴金総額：63億4490万円）
	地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者に対する件（平成29年2月排除措置命令）（課徴金総額：5億9253万円）
	防衛装備庁が発注するビニロン又は難燃ビニロンを材料として使用する繊維製品の入札参加業者に対する件（平成29年3月排除措置命令）（課徴金総額：2億2300万円）
	東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対する件（平成28年7月排除措置命令）（課徴金総額：4億291万円）
	中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の製造販売業者に対する件（平成29年2月排除措置命令）（課徴金総額：3億1921万円）
価格カルテル	壁紙の販売業者に対する件（平成29年3月排除措置命令）（課徴金総額：2461万円）
再販売価格の拘束	コールマンジャパン株式会社に対する件（平成28年6月排除措置命令）
拘束条件付取引	土佐あき農業協同組合に対する件（平成29年3月排除措置命令）

独占禁止法に基づく厳正・的確な法執行④

地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者に対する件(平成29年2月排除措置命令)



違反事業者 7社

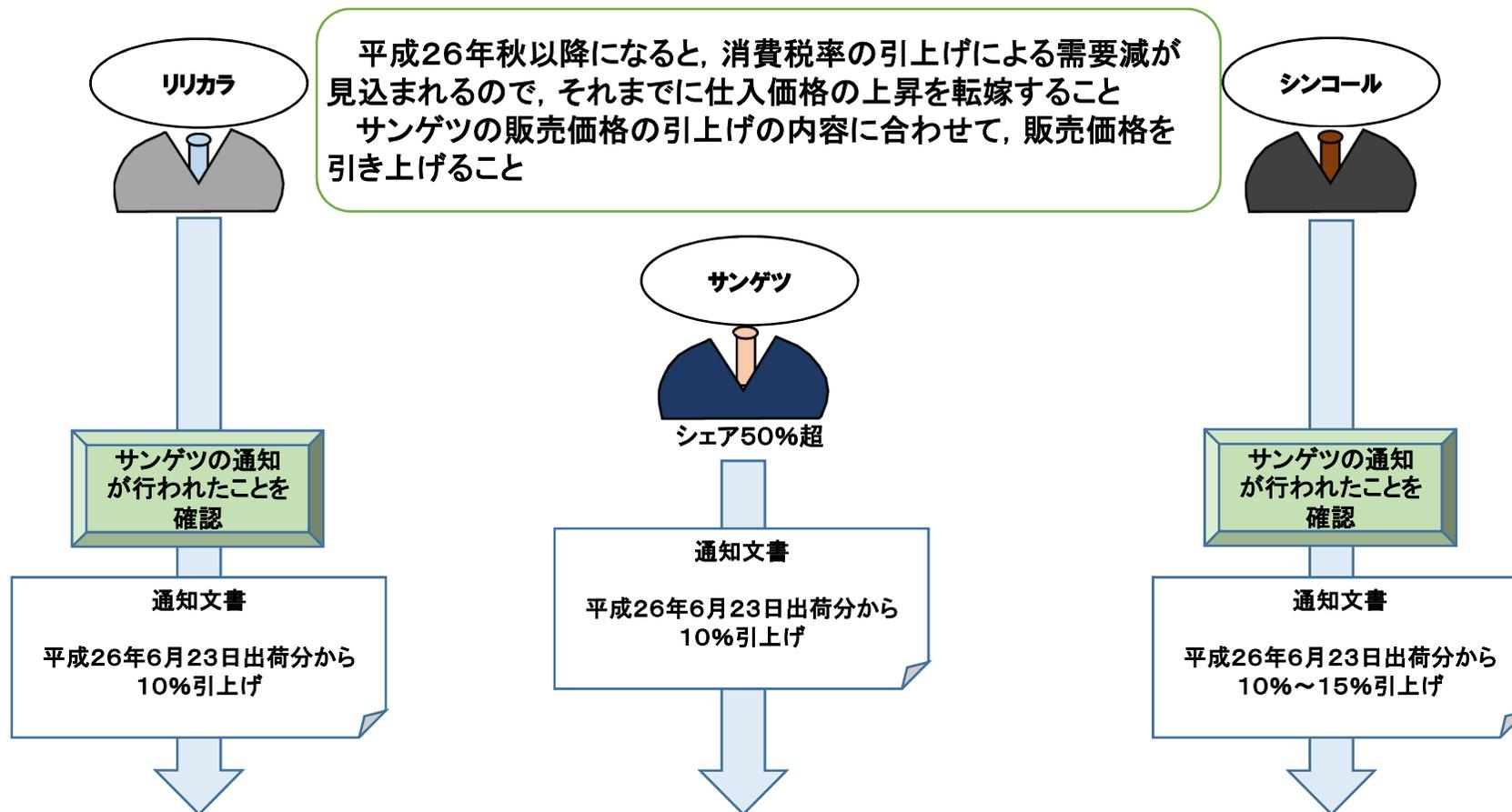
- ・ 受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする
- ・ 受注希望者が複数社のときは、施主である地方公共団体等に対する設計等への協力状況等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する
- ・ 受注予定者が提示する入札価格等は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格等以上の入札価格等を提示するなどにより



注：施主である地方公共団体等は、特定施設園芸用施設工事の一部について、みやぎ農業振興公社に設計管理支援業務又は入札事務を委託していた。29

壁紙の販売業者に対する件(平成29年3月排除措置命令)

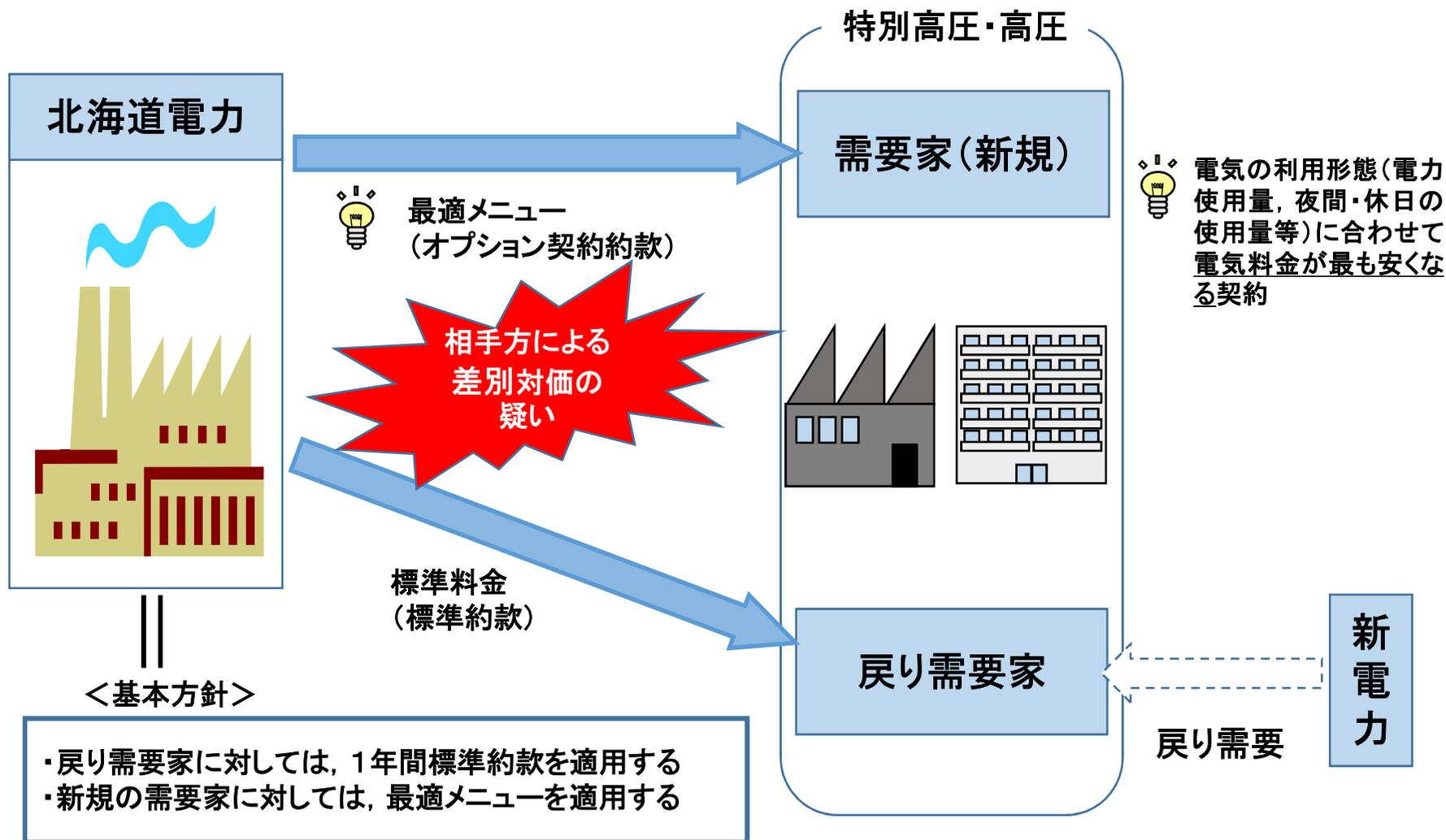
壁紙の販売価格を 引き上げる旨を合意



壁紙の販売業者等

独占禁止法に基づく厳正・的確な法執行⑥

北海道電力株式会社に対する件(平成29年6月警告)



独占禁止法に基づく厳正・的確な法執行⑦



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

株式会社カネスエ商事及び株式会社ワイストアに対する件(平成29年9月警告)



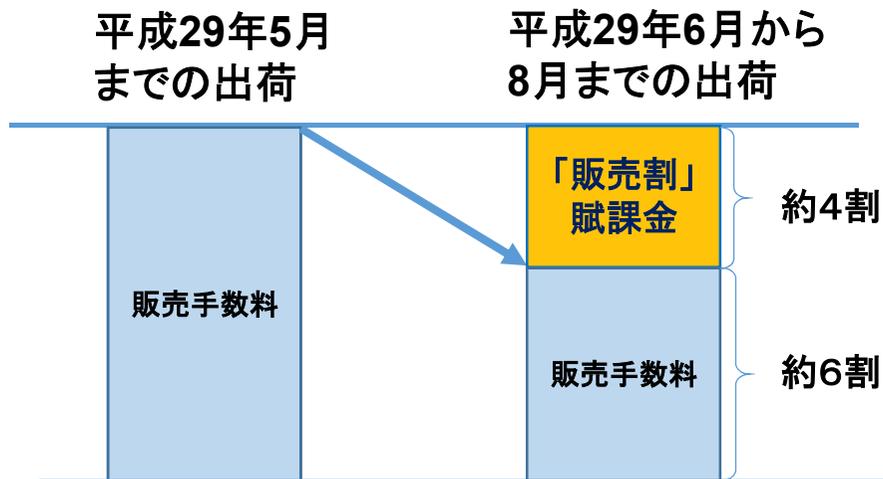
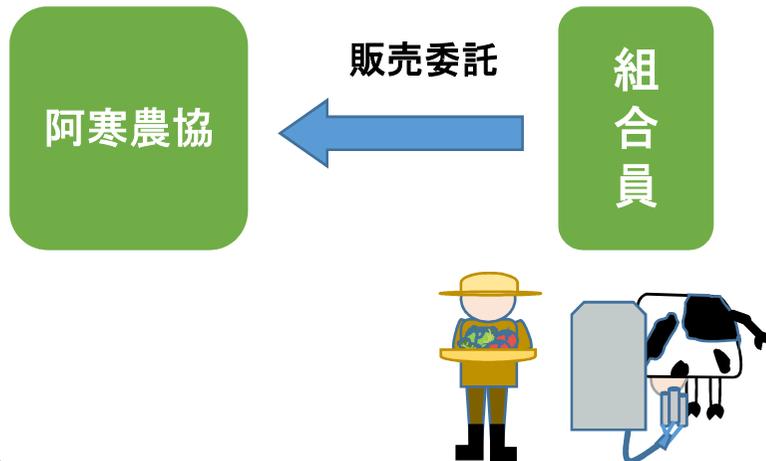
(※)キャベツ, ほうれん草, もやし, きゅうり(カネスエ五郎丸店においては3本3円で販売), 大根, レタス, 小松菜(カネスエ五郎丸店のみ)

独占禁止法に基づく厳正・的確な法執行⑧

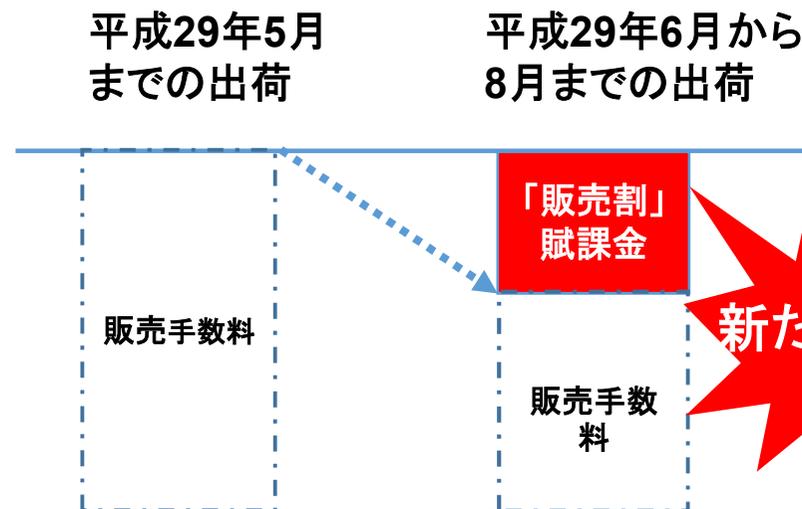
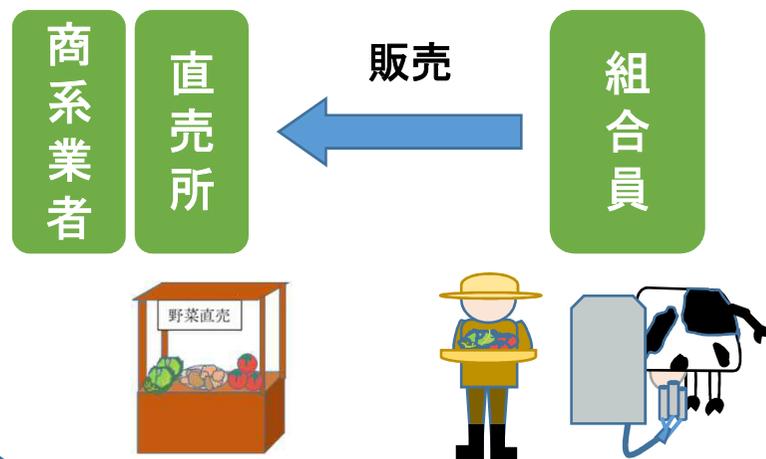


阿寒農業協同組合に対する件(平成29年10月注意)

<阿寒農協への出荷>

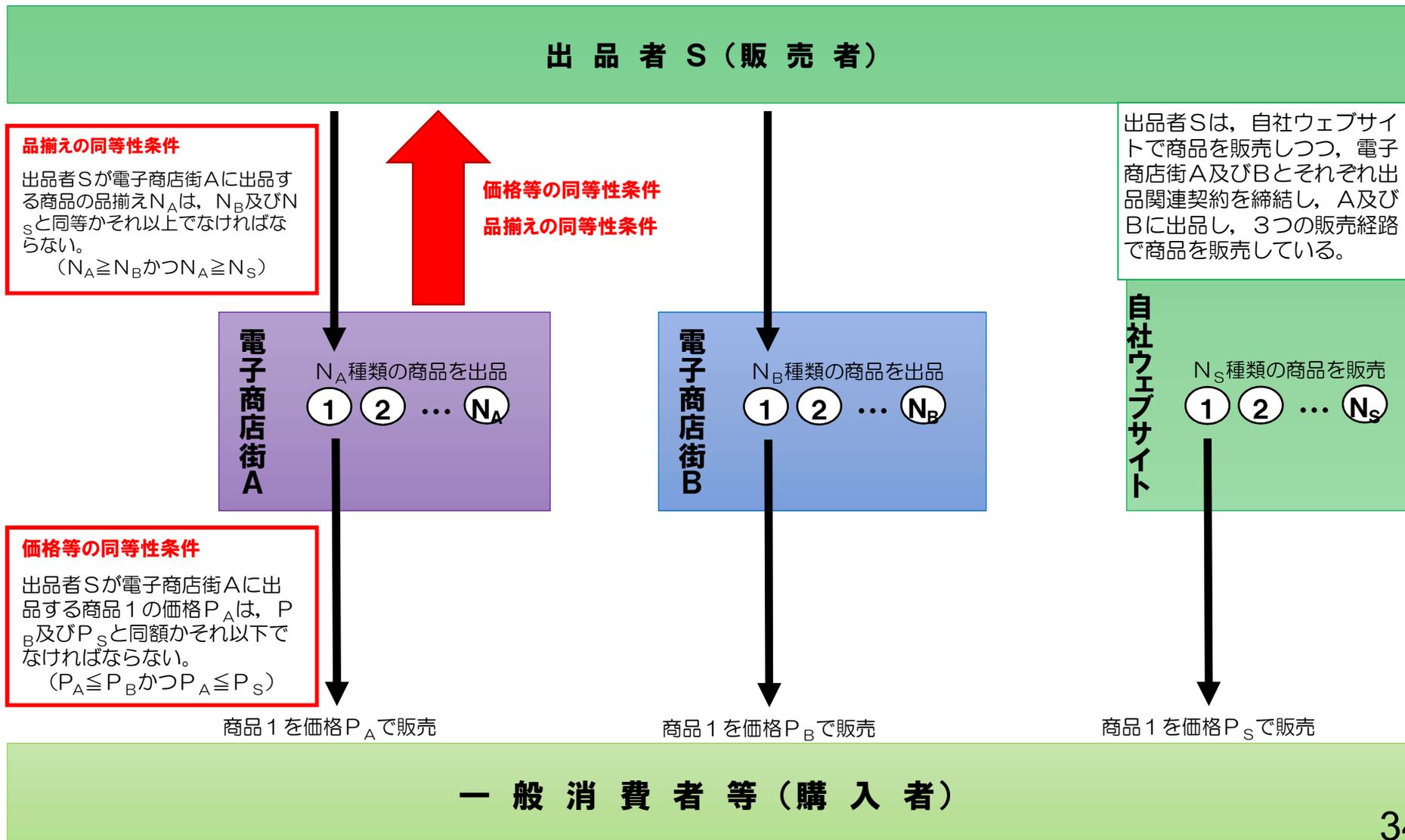


<系統外出荷>



アマゾンジャパン合同会社に対する件(平成29年6月自発的措置を講じるとの申出により審査終了)

価格等の同等性条件と品揃えの同等性条件



最近の刑事告発事例

東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者（平成28年2月29日告発）

⇒ 有罪判決（平成28年9月7日，15日，10月6日，11日，25日，27日，11月1日）
被告会社：1億2000万円～1億8000万円の罰金
被告会社の従事者：懲役1年2月～1年6月（執行猶予3年）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札参加業者（平成26年3月4日告発）

⇒ 有罪判決（平成26年9月30日，10月2日，3日，6日，11月12日，13日，14日）
被告会社：1億2000万円～1億6000万円の罰金
被告会社の従事者：懲役1年2月～1年6月（執行猶予3年）

軸受（ベアリング）製造販売業者（平成24年6月14日告発）

⇒ 有罪判決（平成24年12月28日，平成25年2月25日，平成27年2月4日，平成28年3月22日）
被告会社：1億8000万円～4億円
被告会社の従事者：懲役1年～1年6月（執行猶予3年）
なお，1社・2名については公判中（平成28年11月時点）

最近の事例

○鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札参加業者らに対する件 （平成26年3月4日刑事告発）

---独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）発注の融雪・消雪基地機械設備工事の入札前に、未公表情報である予定価格を、特定の入札参加業者に教示

⇒ **鉄道・運輸機構理事長**に対し、改善措置を要求。

○国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札参加業者らに対する件

（対象事業者数37名 平成24年10月排除措置命令）

---国道事務所副所長が、特定の事業者の役員の求めに応じ、各入札における入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示

⇒ **国土交通大臣**に対し、改善措置を要求。

○茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者らに対する件

（対象事業者数63名 平成23年8月排除措置命令）

----①茨城県の土地改良事務所の工務課長は、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を特定の事業者に伝達

②茨城県の工事事務所の所長は、工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、当該順番を考慮した発注工事及び指定業者を選定

⇒ **茨城県知事**に対し、改善措置を要求。

公正な取引慣行の推進 ----優越的地位の濫用への対処

公正な取引ルールを整備

- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月策定)
- 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」(物流特殊指定)(平成16年3月制定, 同年4月施行)
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」(平成17年5月制定, 平成17年11月施行)

違反行為への厳正かつ効果的な対処

平成18年度以降, 優越的地位の濫用として14件の法的措置, 4件の警告及び443件の注意を行っている。

また, 平成21年11月に設置した優越的地位濫用事件タスクフォースは, その発足以降, 優越的地位の濫用に関して, 361件の注意を行っている。(いずれも平成29年9月末現在)

<年度別処理件数>

	法的措置	警告	注意
平成26年度	1	0	49
平成27年度	0	0	51
平成28年度	0	0	48
平成29年度 (4月~9月)	0	0	22

<優越的地位濫用の法的措置事例>

・総合ディスカウント業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件(平成26年6月)では, 取引上の地位が自社に対して劣っている者(特定納入業者)に対して, 従業員派遣の要請, 金銭の提供要請を行っていた。(課徴金額:12億7416万円, 現在審判中)

もっぱら採算を度外視した低価格によって顧客を獲得することにより効率的な競合他社にダメージを与えることは、正常な競争手段とはいえない。

違反行為の未然防止<考え方の明確化>

どのような行為が実際に違反となるかを具体的に示した指針(ガイドライン)を作成

実態の把握<流通実態調査>

小売業者による不当廉売の問題の背景にあると考えられるメーカーと取引先との取引における問題について明らかにするため、流通実態調査を実施

違反行為への適正かつ迅速な対処<違反事件の処理>

<排除措置命令・警告・公表件数(平成13年度以降)>

酒	13
石油製品	19
家電	1
その他(野菜)	2
官公庁の情報システムの調達	4
官公庁発注のオークション運営補助業務	2
官公庁発注の建設工事	10
官公庁発注の建設コンサルタント業務	1

<不当廉売につながるおそれがあるとして迅速処理により注意を行った事案数>

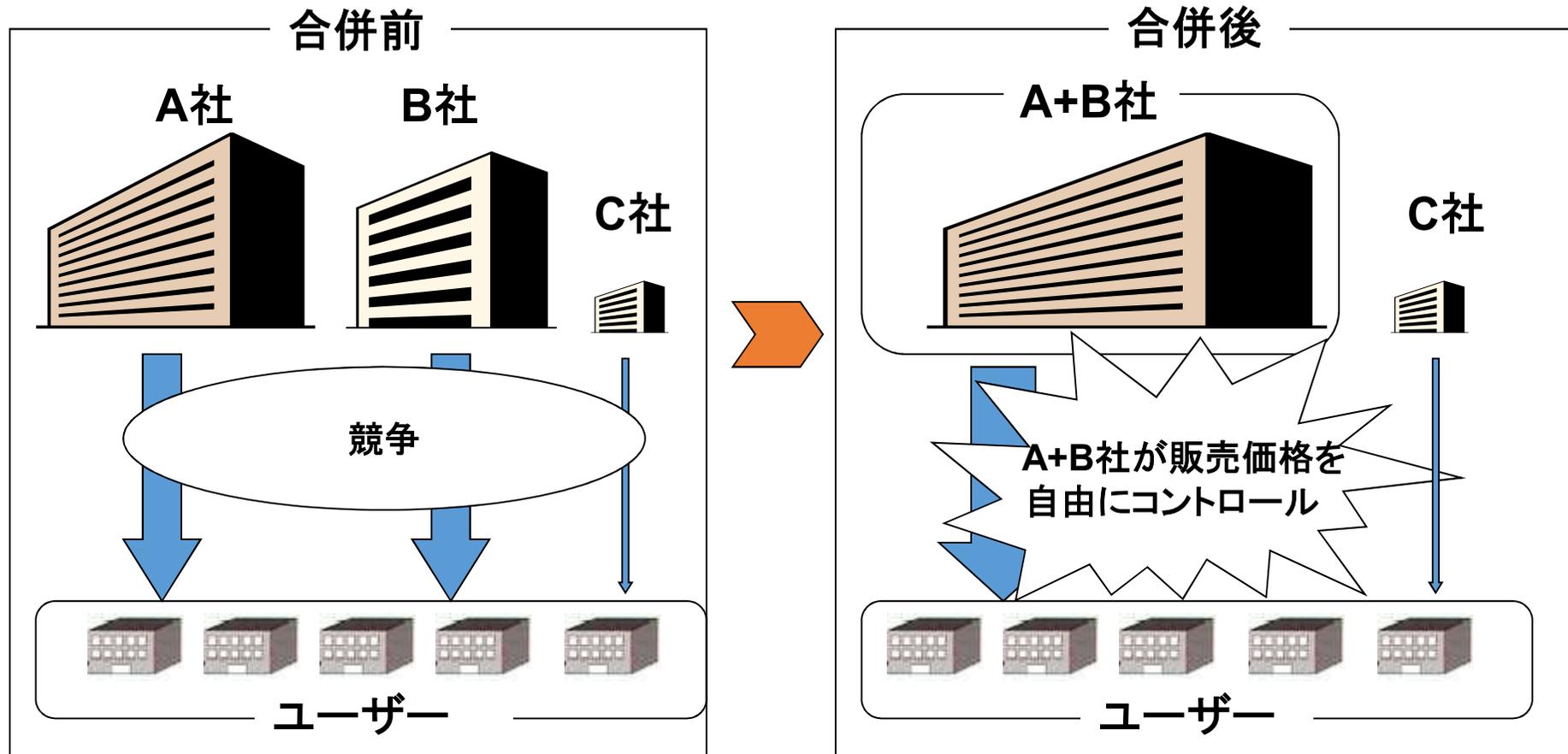
	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
H26年度	635	326	3	18	982
H27年度	490	341	3	7	841
H28年度	420	732	1	2	1,155
H29年度(4~9月)	93	169	4	3	269



公正取引委員会の取組

M&A～企業結合規制～

企業結合による競争制限のイメージ(合併の例)

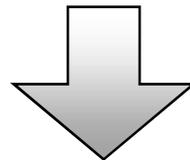


ユーザーにとって購入先の選択肢が狭まるため、売手が値上げを行った場合に、ユーザーが購入先を価格の安い別の会社に切り替えることができず、値上げを行った会社から価格の高い商品を購入せざるを得なくなる。

企業結合規制の概要

株式保有，役員兼任，合併，
分割，共同株式移転，事業譲
受け等（企業結合）

企業結合のうち，
一定の要件に合致するもの



事前届出の義務付け（30日前）

企業結合により

一定の取引
分野における

競争を実質的に制限
することとなる場合



企業結合の
禁止

関係条文：独占禁止法第10条，第13条～第16条等

※ただし，独占禁
止法上の問題
を解消する措置
が採られる場合
には容認

1 受理した届出の処理状況

	届出件数	第1次審査で終了した件数	第1次審査終了前に取下げがあったもの	第2次審査に移行したもの
平成27年度	295件	281件	8件	6件
平成28年度	319件	308件	8件	3件
平成29年度 (4月～9月)	136件	119件	2件	1件

2 第2次審査の処理状況

	第2次審査で終了した件数	問題解消措置を前提に問題なしとした件数	排除措置命令を行った件数
平成27年度	4件	1件	0件
平成28年度	3件	3件	0件
平成29年度 (4月～9月)	0件	0件	0件

※ 平成29年度4月～9月の「届出件数」には、平成29年度9月以降においても引き続き審査を行っている案件を含む。また、平成29年度4月～9月の「届出件数」のうち、平成29年9月末時点で、14件が第1次審査中、1件が第2次審査中である。

※ 当該年度に受理したか否かに関わらず、当該年度において処理したものについて記載。

■ 出光興産(株)による昭和シェル石油(株)の株式取得及びJXホールディングス(株)による東燃ゼネラル石油(株)の株式取得

(平成28年12月審査結果公表)

⇒ プロパン, ブタン, ガソリン, 灯油, 軽油及びA重油の各元売業について, 当事会社が当委員会に申し出た**問題解消措置を前提**とすれば, 本件株式取得がこれら以外の取引分野を含め一定の取引分野における**競争を実質的に制限することとはならない**と判断

■ 新日鐵住金(株)による日新製鋼(株)の株式取得

(平成29年1月審査結果公表)

⇒ 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板及びステンレス冷延鋼板について, 当事会社が当委員会に申し出た**問題解消措置を前提**とすれば, 本件株式取得がこれら以外の取引分野を含め一定の取引分野における**競争を実質的に制限することとはならない**と判断



公正取引委員会の取組

公正な下請取引の実現に向けて～下請法～

■ 下請代金支払遅延等防止法

下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するための法律

■ 親事業者と下請事業者の関係は、資本金規模等で簡便に認定。

例えば、物品の製造・修理委託の場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

■ 親事業者の義務：発注書作成・交付・保存，支払期日の決定等。

■ 親事業者に対し，**下請代金の支払遅延**，**下請代金の減額**等を禁止。

■ 親事業者に違反行為があれば，

公正取引委員会は是正措置を採るよう**勧告・指導**。

(中小企業庁長官は公正取引委員会に措置請求可)

【定期書面調査の状況】

下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないため、公正取引委員会は、中小企業庁と共同で、親事業者及び下請事業者に対して、定期的に書面調査を実施。

年度	親事業者調査（名）	下請事業者調査（名）
平成29年度	60,000	300,000※
製造委託等	38,680	—
役務委託等	21,320	—
平成28年度	39,150	214,500
製造委託等	25,696	151,912
役務委託等	13,454	62,588
平成27年度	39,101	214,000
製造委託等	26,559	151,499
役務委託等	12,542	62,501

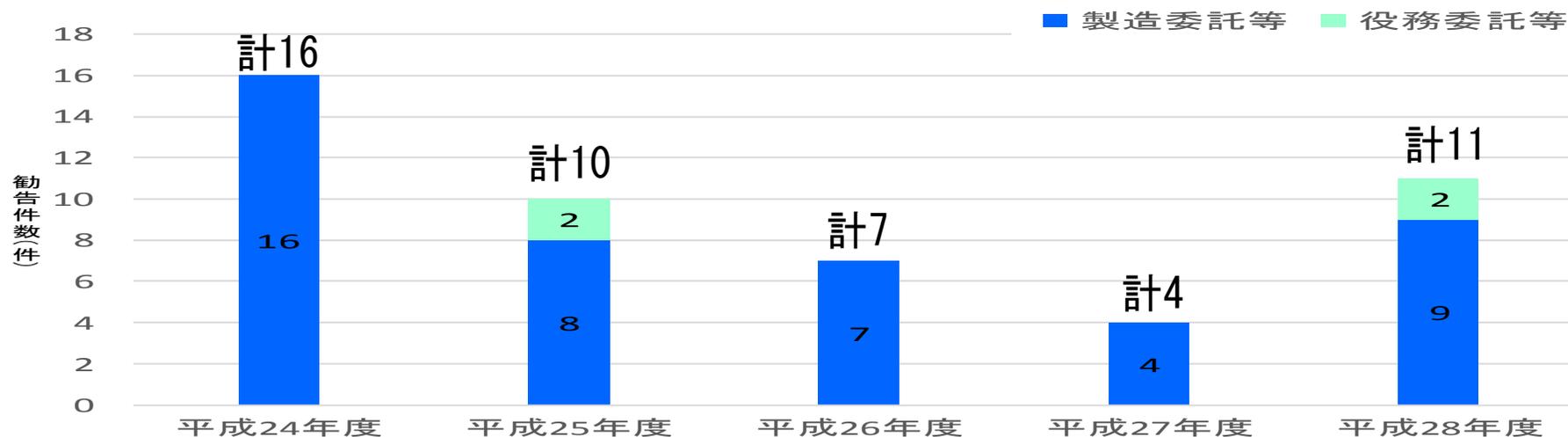
(公正取引委員会担当分)

※平成29年10月発送予定。

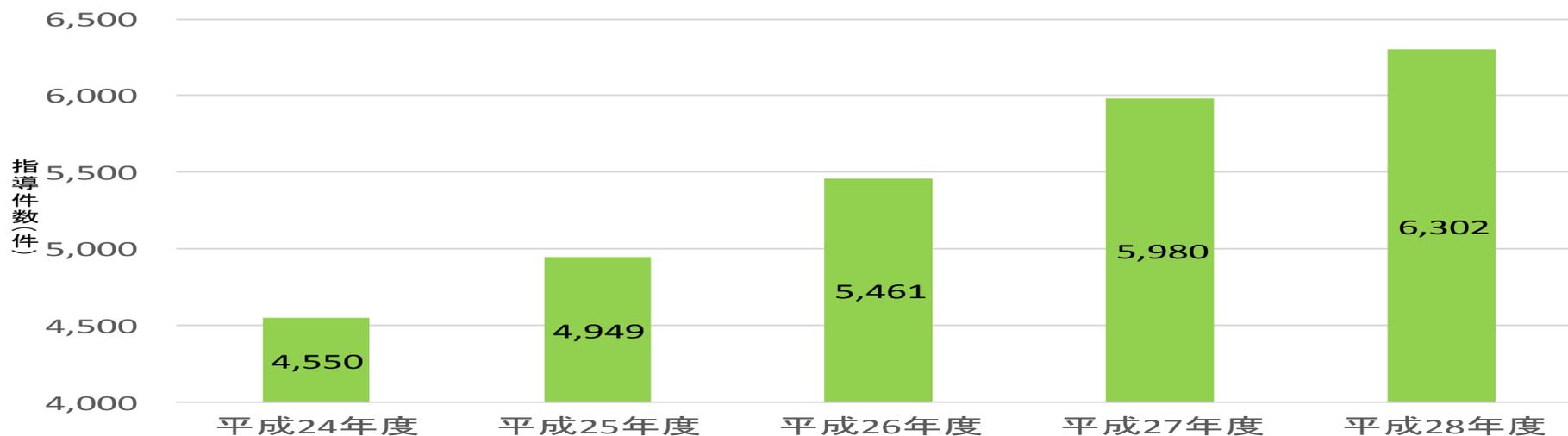
下請法の迅速・効果的な運用②



【勧告件数の推移】（平成16年4月の改正下請法施行以降,勧告を公表）



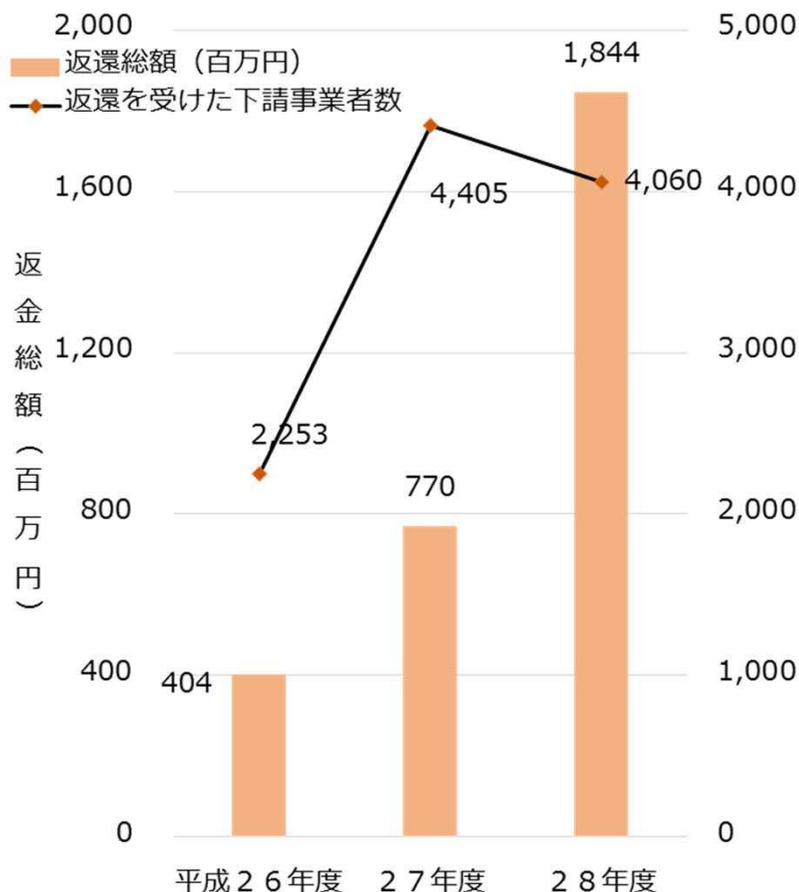
【指導件数の推移】



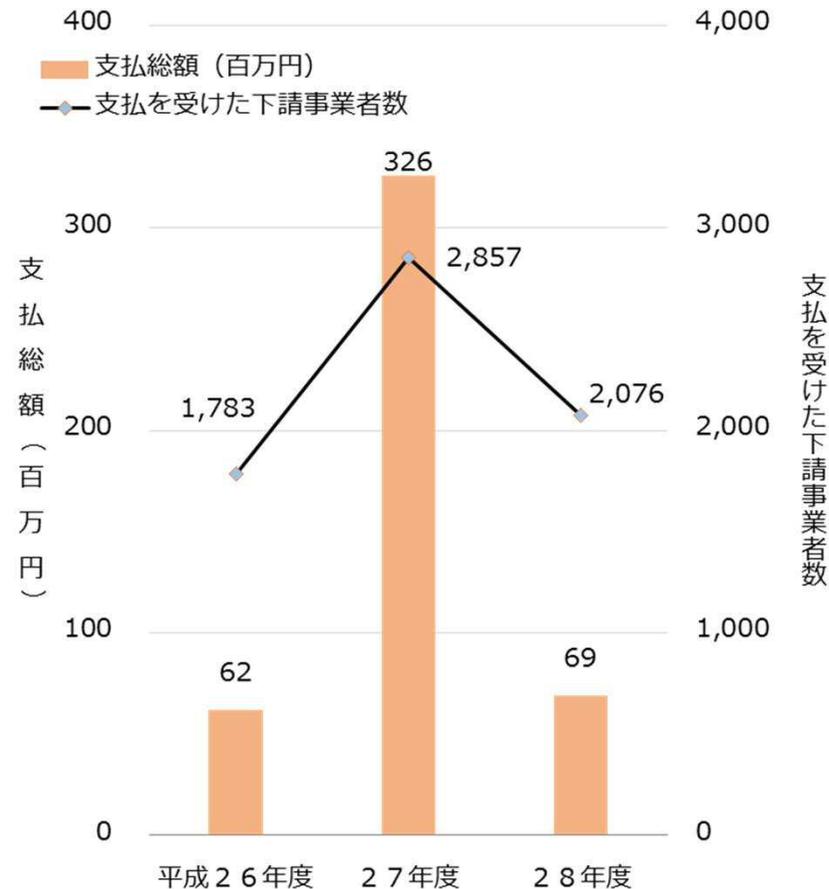
平成29年度(4~9月)は5件の勧告, 4, 093件の指導を行っている。

下請法の迅速・効果的な運用③

下請代金減額事件における減額分返還状況



下請代金支払遅延事件における遅延利息支払状況



平成28年度は、4,060名の下請事業者に対して総額18億4452万円の減額分が返還され、また、2,076名の下請事業者に対して総額6958万円の遅延利息が支払われた。

平成29年度(4~9月)は、5,663名の下請事業者に対して総額9億666万円の減額分が返還され、また、1,963名の下請事業者に対して総額1億3215万円の遅延利息が支払われた。

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、中小企業庁と共同して、メディアを通じた広報や講習会などを集中的に実施している。

- 平成29年度「下請取引適正化推進月間」のキャンペーン標語

取引条件 相互に築く 未来と信頼

下請取引適正化推進講習会の開催

- 平成29年度においては、中小企業庁と共同して、下請取引適正化推進講習会を47都道府県62会場で実施予定。
- 下請取引適正化推進講習会では、下請法の内容について、日頃、相談に対応している実務担当者が説明。

下請法講習用動画の公開

下請法に係る各種講習会を受講しなくとも、手軽に下請法の説明を視聴し、親事業者と下請事業者それぞれが下請法を正しく理解することができるよう、下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し、公正取引委員会ホームページ及びYouTube公正取引委員会チャンネルで公開。

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(平成28年12月14日)

親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等を内容とした下請法運用基準の改正を実施

改正のポイント

- ① 違反行為事例の追加：改正前の66事例から141事例に大幅増加
 - 公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
 - 中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を基に追加
- ② 特に留意を要する違反行為類型の追加
 - 違反行為の未然防止等の観点から、特に留意を要する違反行為類型を追加
- ③ 下請法の対象となる取引例の追加
 - 事業者が下請法の対象となる取引でないと誤認しやすい取引の例を追加
- ④ 違反行為事例の取引類型別の分類・見出しの付与
 - 違反行為事例を「製造委託・修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の3つの類型に分類
 - 違反行為事例に見出しを付与

下請代金の支払手段について(平成28年12月14日)

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。



公正取引委員会の取組

消費税の適正転嫁への取組～消費税転嫁対策特別措置法～

消費税転嫁対策特別措置法の概要①



消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1. 法律の対象となる事業者

	特定事業者(転嫁拒否等をする側)(買手)	特定供給事業者(転嫁拒否等される側)(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
②	右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等

2. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

① 減額, 買ったたき

- 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

② 商品購入, 役務利用又は利益提供の要請

- 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

③ 本体価格での交渉の拒否

- 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格(消費税を含まない価格)を用いる旨の申出を拒むこと

④ 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1. 制度の趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、事業者等が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外制度を設ける（公正取引委員会への事前の届出が必要）。

2. 独占禁止法の適用除外とする共同行為

(1) 転嫁カルテル

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

- (例) ① 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
② 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

(注) 「本体価格を統一することの決定」は、適用除外の対象にはならない。

※ 転嫁カルテルは、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要

(2) 表示カルテル

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

- (例) ① 「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する旨の決定
② 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

※ 表示カルテルは、全ての事業者や事業者団体に認められる。

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため**転嫁拒否等の行為を未然に防止**するとともに、違反行為には**消費税転嫁対策特別措置法に基づき、迅速かつ厳正に対処**

違反行為に対する迅速かつ厳正な対処

- (1) 消費税転嫁対策に係る体制の整備
- (2) 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置
- (3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査を実施
- (4) 移動相談会の実施
- (5) 書面調査の実施 (中小企業庁と合同)

転嫁カルテル・表示カルテルの届出

- 平成29年9月末までに合計330件の届出を受付

違反行為の未然防止のための取組(周知活動)

(1) 説明会の実施

- 公正取引委員会主催説明会を計176回開催 (平成29年9月末時点)
- 商工会議所等や事業者団体主催の説明会等に職員を講師して派遣

(2) 広報物の作成・配布

- 事業者等向けパンフレットを作成・配布
- 新聞及びインターネット等を用いた広報

(3) FAQの作成

- 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の回答を公正取引委員会のホームページに掲載

勧告・指導の件数

勧告件数	指導件数
40件 (大規模小売事業者7件)	3,616件 (大規模小売事業者146件)

(注1) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

(注2) 指導件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

(注3) 平成25年10月から平成29年9月までの件数。

勧告及び指導件数の内訳(行為類型別)

減額	137件
買ったたき	3,286件
役務利用・利益提供の要請	72件
本体価格での交渉の拒否	258件
合計	3,753件

(注4) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、上記の勧告及び指導件数(3,656件)とは一致しない。

主な勧告事件

○不動産取引業、建築工事業等を行う事業者は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。(買ったたき)[平成29年7月14日公表]

○教育講座の運営等の事業を行う事業者は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。(買ったたき)[平成29年9月14日公表]



公正取引委員会の取組

競争の活発化に向けた環境整備

～調査報告, ガイドライン, コンプライアンス支援, 国際協力～

競争の活発化に向けた環境整備①

—規制改革の推進—

規制により、競争が制限され、消費者利益が損なわれる可能性



公正取引委員会は、競争政策の観点から規制改革に関して提言

<最近の例>

「介護分野に関する調査報告書」(平成28年9月)

①多様な事業者の新規参入, ②公平な条件の下での競争, ③事業者による創意工夫, ④利用者による適切な選択が可能となる環境を整備していくことが重要であると提言。

これらが実現されることにより、介護分野における活発な競争が促され、介護サービスの供給量の増加、介護サービスの質・利用者の利便性の向上、事業者の採算性の向上と介護労働者の賃金の増加などの効果が期待される。

競争の活発化に向けた環境整備②

－ ブライダル及び葬儀の取引に関する実態調査報告書－



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ブライダル及び葬儀の市場では新規参入や消費者等のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で、ブライダル業者又は葬儀業者が取引先の事業者に対して、取引とは直接関係ない物品の購入を要請するといった行為が行われているといわれている。このような実情を踏まえ、公正取引委員会は、ブライダル及び葬儀の取引に関する実態調査を実施した(書面調査:ブライダル業者又は葬儀業者(調査票3,500通)、取引先納入業者(調査票7,000通))。

調査結果

ブライダルの取引に関する調査結果

- 納入業者が、ブライダル業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたと回答した取引は37.6%(435取引)
- 行為類型別の状況を見ると「商品・サービスの購入・利用の要請」(24.0%)、「金銭・物品の提供の要請」(16.8%)、「採算確保が困難な取引(買ったたき)」(12.3%)

葬儀の取引に関する調査結果

- 納入業者が、葬儀業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたと回答した取引は29.9%(434取引)
- 行為類型別の状況を見ると「商品・サービスの購入・利用の要請」(14.9%)、「採算確保が困難な取引(買ったたき)」(11.4%)、「金銭・物品の提供の要請」(9.0%)

公正取引委員会の対応

調査結果を踏まえ、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、ブライダル業者及び葬儀業者向けの講習会を実施している。



『入札談合・官製談合防止のための取組』

- ・ 発注官庁等との連絡担当官会議

→平成28年度は、全国9か所で計10回開催した。

- ・ 調達担当者等向けの研修会の開催や講師派遣

→平成28年度は、全国で287回実施し、20,467人が受講した。

→平成29年度4月～9月は、全国で133回実施し、10,928人が受講した。

競争の活発化に向けた環境整備④

—事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの推進—

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について(平成28年12月)

事業者団体による独占禁止法違反事件等が数多く存在するとともに、事業者による価格カルテル事件においては事業者団体の会合の場が利用されるなどの事例もみられる。

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組について現状を把握し、課題を明らかにすることにより、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの強化に資することを目的として、調査を実施(アンケート調査1,041団体、ヒアリング調査102団体)。

調査結果

事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組は不十分な状況といわざるを得ない。また、取組を行っている事業者団体においても、必ずしもその取組内容が十分とはいえず、取組への意識も高いとはいえない状況にある。

→ 取組を行っていない事業者団体においては、まずは取組を始めることが必要。何らかの取組を行っている事業者団体においても、現状の課題を明らかにし、更なる取組の推進・強化が望まれる。

独占禁止法コンプライアンス推進のための3ステップ

ステップ1:意識改革

事業者団体の代表者等による独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信

ステップ2:課題の把握

構成事業者等による独占禁止法コンプライアンスの取組の情報収集

ステップ3:態勢の整備

事業者団体の活動実態に即した独占禁止法コンプライアンス態勢の構築と点検

構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を維持するためには、各ステップの内容について繰り返し行い、必要に応じて取組内容の見直しを行うことも重要

競争の活発化に向けた環境整備⑤

— 国際協力の推進 —



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

近年、国際カルテル事件や国際合併事案等が増加しており、各国・地域の競争当局間の連携・協力が必要とされてきている。公正取引委員会では、世界各国・地域の競争当局との関係の強化に努めている。さらに、東アジア等の発展途上国に対する競争政策分野における技術支援に積極的に取り組んでいる。

- 独占禁止法は市場経済社会の根幹。

市場経済体制は世界に広がる。⇒ 独占禁止法(競争法)も世界に広がる。

- OECD加盟国(35か国)は全て競争法を有する。
- 2001年10月に、国際競争ネットワークが発足。

(ICN: International Competition Network)

競争法執行の手續面及び実体面の収れんを促進することが目的。

2017年7月末現在、122か国・地域から135の競争当局が参加。

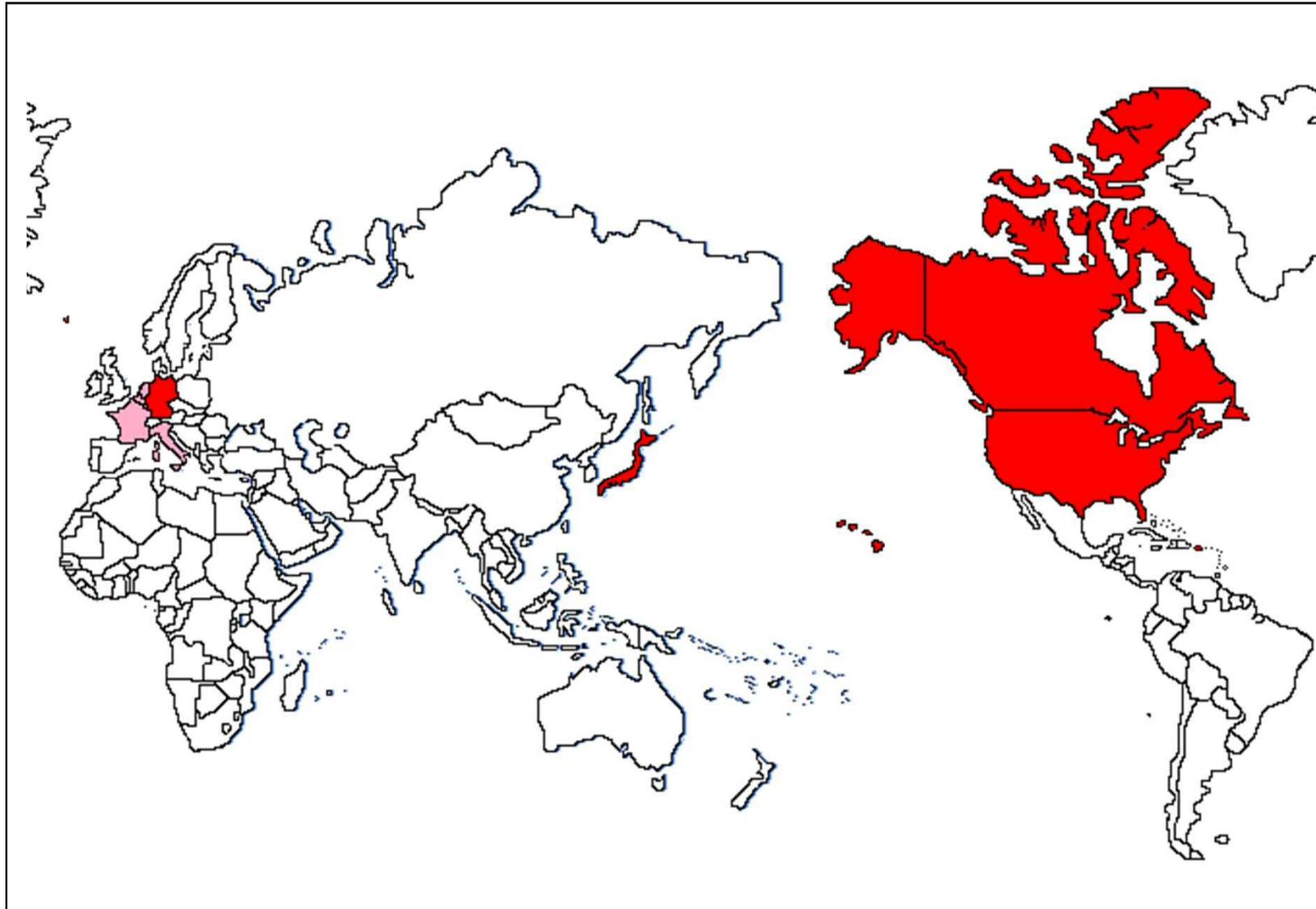
- 二国間独占禁止協力協定、競争当局間の協力覚書、経済連携協定等協力枠組の構築も推進。

競争法の広がり(1960年時点)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

5か国・地域



出典: 米国連邦取引委員会

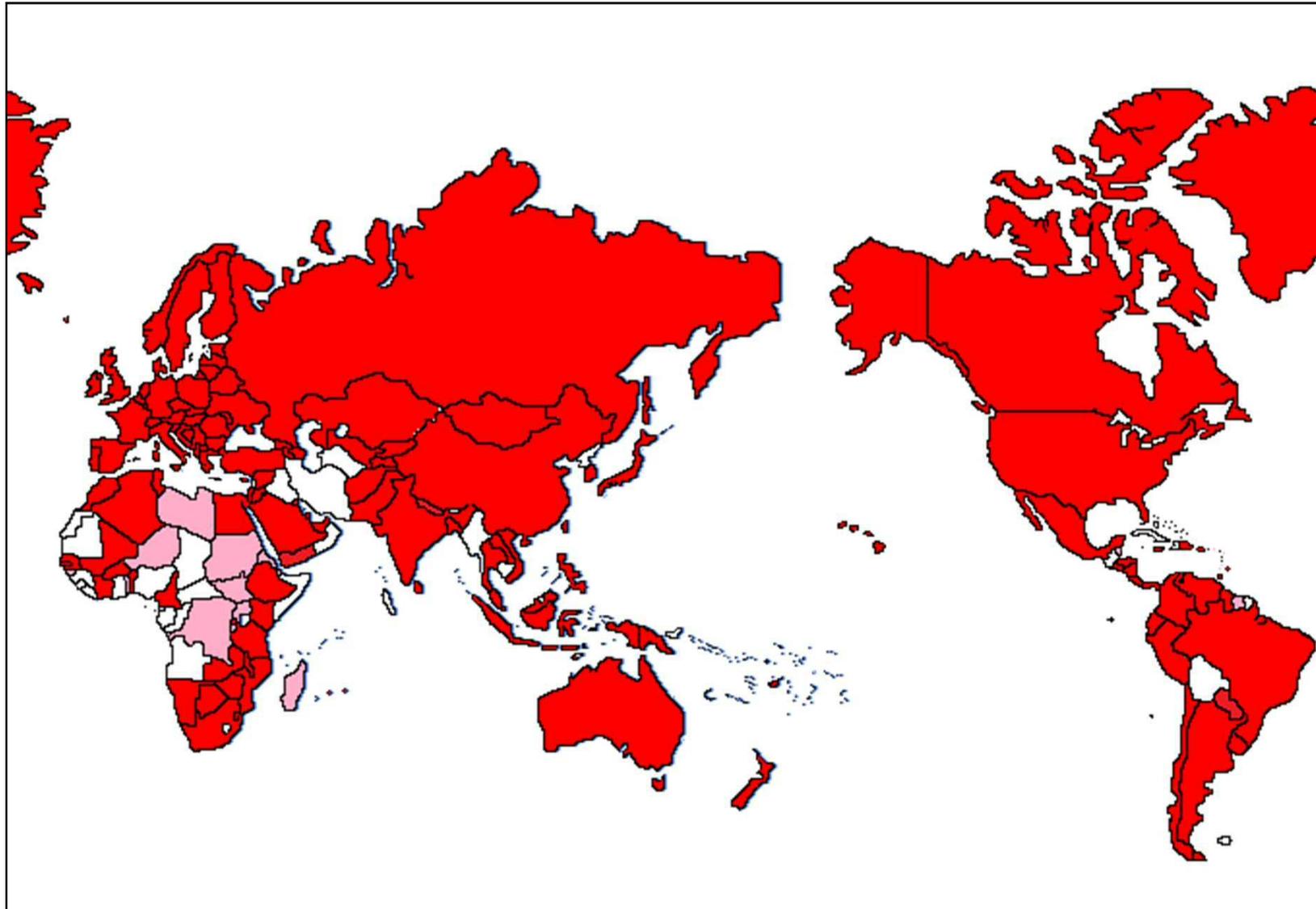
(注) ピンク色部分は経済共同体等による導入を指す。

競争法の広がり(2016年時点)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

135か国・地域



出典: 米国連邦取引委員会

(注) ピンク色部分は経済共同体等による導入を指す。

競争の活発化に向けた環境整備⑥

—事前相談への対応—



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会は、独占禁止法違反・下請法違反の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な活動に関する相談に応じており、独占禁止法及び下請法上の考え方を説明している。

<独占禁止法に係る相談件数(企業結合に関する相談を除く)>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4~9月)
事業者	1,226件	1,182件	1,220件	720件
団体	237件	199件	208件	127件
計	1,463件	1,381件	1,428件	847件

<下請法に係る相談件数>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4~9月)
6,347件	7,009件	8,751件	4,214件

競争の活発化に向けた環境整備⑦

— 広報 —



公正取引委員会は、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めている。

◆ 新聞発表

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4～9月)
318回	337回	374回	187回

◆ 有識者との懇談会

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4～9月)
91回	96回	86回	46回

◆ 独占禁止法教室

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成29年度 (4～9月)
中学生	69回	61回	54回	5回
高校生	18回	27回	33回	15回
大学生等	61回	76回	109回	59回
計	148回	164回	196回	79回

◆ 消費者セミナー

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4～9月)
53回	57回	77回	58回

例えば以下のような取組を行っています

◆通信分野

- ⇒ 携帯電話市場における競争政策上の課題について整理
(携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成28年8月公表))

◆教育分野

- ⇒ 西日本私立小学校連合会らに対する警告(平成27年6月)
- ⇒ 株式会社三省堂ら教科書発行者に対する警告(平成28年7月)

◆保育・介護分野

- ⇒ 競争政策の観点から調査・提言
(保育分野に関する調査報告書(平成26年6月公表), 介護分野に関する調査報告書(平成28年9月公表))



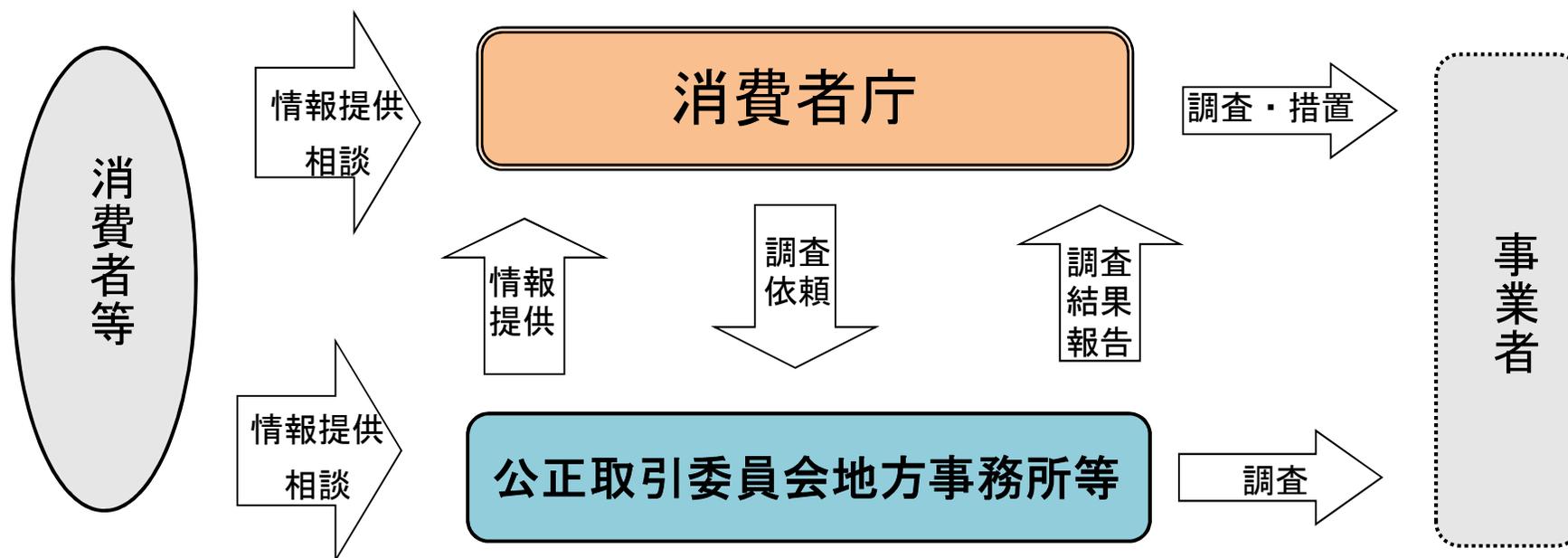
公正取引委員会の取組

広告の不当表示への対応～景品表示法～

景品表示法に関する取組

⇒ 景品表示法は、平成21年9月1日、消費者庁設置に伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管

⇒ 景品表示法移管後も、公正取引委員会は、地方事務所等において、違反被疑事件調査業務、違反の疑いに関する情報受付業務、相談業務等を、消費者庁との協力の下で実施



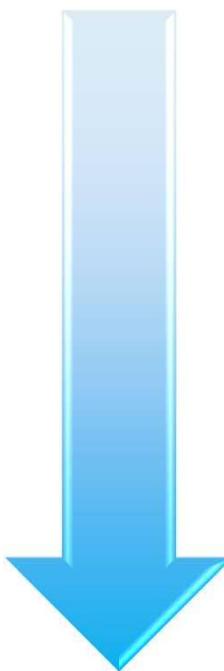


独占禁止法施行70周年

～新たな競争政策上の課題～

1947年(昭和22年) 独占禁止法施行・公正取引委員会設立

・戦後、経済の民主化が図られる中で、市場経済の考え方に基づく経済の再生を目指し、経済民主化を担保する制度として、カナダ、米国に次ぐ世界で3番目に制定された競争法

- 
- ・ 1956年(昭和31年) 下請法施行
 - ・ 1962年(昭和37年) 景品表示法施行
 - ・ 1977年(昭和52年) カルテル, 談合等への課徴金制度導入
 - ・ 1990年(平成2年) 刑事告発の方針を公表
 - ・ 2005年(平成17年) 課徴金減免制度導入
犯則調査手続導入
 - ・ 2013年(平成25年) 消費税転嫁対策特別措置法施行

2017年(平成29年) 独占禁止法施行70周年

⇒ 新たな競争政策上の課題

- ・ 企業活動のグローバル化への対応
- ・ 経済のデジタル化への対応

新たな競争政策上の課題



企業活動のグローバル化への対応

企業の経済活動のグローバル化の進展
…国境を越えたカルテル等の反競争的行為や企業結合の増加
⇒競争政策の国際的調和
海外当局との連携・協力体制の強化

デジタル化への対応

経済のデジタル化の進展
…これまでとは異なる新しいビジネスモデルが登場
プラットフォーム企業による独占化・寡占化等の新しい問題の発生
⇒IT・デジタル関連分野における情報収集能力の強化

より実効的・効率的な法執行を可能にする制度の導入

複雑かつ技術発展のスピードの速い現代社会において、競争政策上の問題を速やかに解決していくため、実効的かつ効率的な法執行を行っていくには、既存の制度を不断に見直していく必要がある。
⇒課徴金制度の改善・確約手続の導入

<これからの時代の競争政策の意義>

成熟した我が国経済を更に発展させ、国民生活を豊かにするためには、市場メカニズムを適切に機能させることにより、イノベーションを不断に起こしていくことが必要

イノベーション推進による経済成長の実現



さらに詳しい情報はこちら



<http://www.jftc.go.jp>

公取 で検索



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel

御清聴ありがとうございました。

今後とも公正取引委員会の活動に
御理解・御協力をお願いいたします。



どっきん
(公正取引委員会
キッズ向けキャラクター)